

栃木県議会議員選挙のお知らせ

投票日 4月8日(日) **投票時間** 午前7時から午後8まで

～活かしましょう その一票 投じましょう あなたの思い～

投票のできる方

平成19年4月8日現在で、満20歳以上の方（昭和62年4月9日までに生まれた方）

平成18年12月29日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住んでいる方

と の両方に当てはまる必要があります。

市内に転入した方

平成18年12月30日以降に、県内の他市町から市内に転入した方は、以前住んでいた市町の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票することができます。（住所移転は市町を単位として1回に限る）この場合下野市長が発行する「引き続き県の区域内に住所を有する旨の証明書（無料）」が必要になります。

市内に転居した方

平成19年3月17日以降に市内転居の届出をした方は、転居前の投票区で投票してください。

県外へ転出する予定がある方

投票する前に県外へ転出すると、投票することはできません。

投票所入場券について

投票所などを記載した入場券を3月31日に郵送いたしますので（はがきで1人に1枚ずつ）、投票の際は、入場券を持参してください。

期日前投票について

仕事・冠婚葬祭・レジャーなどの予定のある方で、投票日の当日に投票できない方は期日前投票ができます。

期日前投票期間

3月31日（土）～4月7日（土）

期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

期日前投票所

- ・国分寺公民館
- ・石橋庁舎（駐車場内プレハブ棟）
- ・南河内庁舎（別館会議室）

入場券がお手元に届いている方はお持ちください。期日前投票は、3施設のどこでも投票することができます。

（注）投票日当日（4月8日）は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

郵便などによる不在者投票について

郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方（一定基準以上の障害に該当する方）や介護保険法による要介護者で区分が「要介護度5」に該当する方は、郵便により投票することができます。さらに一定基準以上の障害がある方は代理記載制度もあります。

投票には、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けることが必要となりますので、早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

すでに郵便投票証明書の交付を受けている方の投票用紙の請求期限は、4月4日（水）までとなります。

他の市町村での不在者投票

仕事などの都合により滞在先の選挙管理委員会での投票をされる方は、下野市選挙管理委員会までお問い合わせください。

病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で投票することができます。この場合には、施設管理者に不在者投票を希望する旨をお申し出ください。

投票の諸制度について

代理投票

身体が不自由で、自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による代理投票をご利用ください。（本人が投票所に出かけていただくことが必要です。）

点字投票

目が不自由な方は、点字投票をご利用ください。各投票所には、点字器を備えてあります。

選挙公報について

候補者の政見等を知っていただくため、新聞折り込みにより各世帯へ配布します。配布時期は4月3日朝刊の予定です。

新聞折り込みのほか、次の施設にも備え付けますのでご覧ください。

南河内庁舎、石橋庁舎、国分寺庁舎、南河内公民館、南河内東公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、石橋図書館、国分寺図書館、ゆうゆう館、きらら館、ふれあい館、オアシスポッポ館の各窓口

選挙公報が届かない方は下野市選挙管理委員会までお申し出ください。

開票について

日 時 4月8日(日) 午後9時から
会 場 石橋体育センター

選挙結果のご案内

開票の状況(中間・確定速報)については、随時、
下野市ホームページでお知らせします。

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp/>

投票所のご案内

投票日当日の投票時間は、午前7時～午後8時までで
す。投票所入場券に記載されている投票所へ、時間に
余裕を持ってお出かけください。

各投票所の場所は、市ホームページで確認するこ
とができます。

土足のまま投票できます!(一部を除く)

表中の「○」印の投票所は、今回の選挙から土
足のまま入場し投票することができますようになり
ました。お気軽にお出かけください。

「○」印の投票所は、既に土足のまま投票できます。
「—」印の投票所は、履物を脱いでお入りください。

投票立会人を募集しています!

県議選の投票日当日の投票立会人の方を広く募集し
ています。

〔勤務内容〕

投票が公平に正しく行われるよう監視するため、
投票所において投票事務の執行に立ち会います。

〔勤務日〕

4月8日(日) 午前6時30分～午後8時

〔立会の場所〕

いつも投票している投票所となります。

〔応募対象者〕

下野市在住の有権者(選挙人名簿に登録されてい
る方)の方に限ります。

〔その他〕

- ・食事(昼夕の2回) 報酬(前回実績 10,800円)を
支給します。投票立会人は正当な理由がなければ
辞職することができません。
- ・応募者多数の場合(投票所ごと)は、抽選となり
ますのであらかじめご了承ください。

〔応募先〕

市選挙管理委員会まで、電話・FAX・メール等
住所・氏名・電話番号をご連絡ください。

投票区	投票所の名称	土足での 投票	投票区	投票所の名称	土足での 投票	
南河内地区	第1 薬師寺小学校体育館	○	石橋地区	第15 古山小学校	○	
	第2 南河内仁良川コミュニティセンター	—		第16 石橋北小学校	○	
	第3 祇園小学校体育館	○		第17 細谷小学校	—	
	第4 町田公民館	—		第18 石橋商工会館	○	
	第5 谷地賀公民館	—		第19 石橋公民館	○	
	第6 南河内東公民館	○		国分寺地区	第20 国分寺駅西児童館	○
	第7 絹板台公民館	—			第21 国分寺小学校体育館	○
	第8 吉田西小学校体育館	○			第22 国分寺公民館	○
	第9 吉田東小学校ミーティングルーム	○			第23 国分寺西小学校体育館	○
	第10 南河内第二中学校ミーティングルーム	○			第24 関根井公民館	○
	第11 緑小学校体育館	○			第25 旧保健センター(国分寺図書館隣)	○
石橋地区	第12 石橋児童館	○	第26 国分寺武道館		○	
	第13 石橋小学校	○	第27 コミュニティセンター東方館		○	
	第14 中大領構造改善センター	—	第28 医大前コミュニティセンター(古館公園内)	○		

問い合わせ先

下野市選挙管理委員会 ☎40-5562 ☎44-7900 E-mail: senkan@city.shimotsuke.lg.jp

臨時電話番号のお知らせ ☎080-3508-3819 【3/30(金)～4/8(日)まで開設】